

# 労働安全衛生

おかやま労働安全衛生センター

岡山市北区春日町5-6

岡山市勤労者福祉センター岡山地区労内

電話 086-238-4911

E-mail : oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp

## おかやま労働安全衛生センター第3回総会開催

おかやま労働安全衛生センター第3回総会を4月23日(水)会員の皆さん、アスベスト患者と家族の皆さん、顧問の皆さん、来賓の皆さんのご参加のもと開催しました。

来賓には設立時に大変お世話に



なったひようご労働安全衛生センター事務局長の西山和宏さんが出席され、激励の言葉をいただきました。

昨年度の活動の主流は、アスベスト患者と家族の会・ひようご労働安全衛生センターとのアスベスト相談会を岡山で2回、山陰で1回実施し、多くの相談者が来られたことで、未解決の事案もありま

すが、マスコミにも報道されたことで、アスベスト被害者の掘り起こしも少しは進んでいることです。また裁判闘争ではクラレ・山陽断熱の裁判が5年の闘いの結果ようやく和解という形で解決したことです。裁判傍聴やクラレ株主総会でのピラ入れなど多くの支援と被害者の熱意が解決に繋がったと思えます。今年度は新たな裁判も始まります。職場ではハラスメントや長時間労働が増えています。職場の安全闘争の強化など運動を進めて行くことを確認しました。

先般開催された「第3回おかやま労働安全衛生センター」の総会で所長に再任されました平方です。

についても勝利に向けて引き続き支援してまいります。

おかやま労働安全センターが設立され2年が経過しました。まだまだ独り立ちできていませんが、皆さんの協力でこの1年間運動を進めてきました。

②新たな相談者の掘り起こしでは、ホットラインや「アスベスト患者と家族の会」と協力して相談会などを開催し、パワハラや中皮腫で亡くなられた遺族からの相談、手帳交付の相談や労災不支給者からの相談など取り組んでいます。まだ十分ではありません。

主な活動は①会員の法廷闘争の支援。②新たな相談者の掘り起こし。③会員の拡大でした。

③会員拡大では団体及び個人会員の拡大は不十分に終わりました。会員の拡大は組織の強化と財政の確立になります。

①の法廷闘争支援では山陽断熱・クラレに対する損害賠償訴訟で2月に広島高裁岡山支部で和解が成立し、当初の取り組みから3年、法廷闘争5年という長期の闘いでありましたが、弁護士を始め多くの仲間との支援と協力で解決することができました。一番の喜びは原告が皆さん元気なうちに解決できたことです。

会員の皆さんや各安全衛生センターの指導も仰ぎながら一歩一歩前進していきますので、引き続きご指導とご鞭撻をお願い致します。

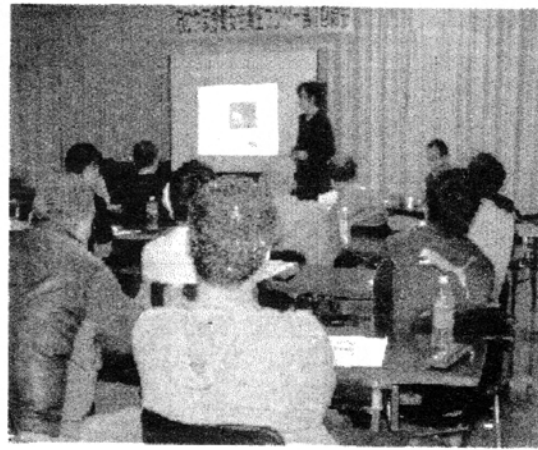
他にもニチアス・ナカハラ築炉及び三井造船に対して損害賠償訴訟

### 環境と健康障害について 記念講演

顧問 川崎医科大学教授 大槻剛己氏

い数字となつて  
いることが  
報告された。

記念講演は、顧問でもある川崎医科大学教授の大槻剛己氏が、岡山で開かれる日本衛生学術総会の責任者でもあり、その宣伝も兼ねて、福島原発後の健康被害調査の報告がありました。



福島原発周辺では今なお汚染水が流失されていますが、海水での放射能汚染による食物連鎖が心配されています。浪江町の子どもたちの被ばく検査報告もありました。10歳〜14歳甲状腺がん発生率は年間100万人当たり1人〜2人であったが、福島県では100万人当たり換算して122人と大き

### 顧問 奥津弁護士より クラレ・山陽断熱裁判 特別報告

顧問である奥津晋弁護士より、2月に和解が成立したクラレ・山陽断熱損害賠償裁判の報告がありました。

2009年1月23日に第1次提訴から2011年の第2次提訴、2013年4月16日の地裁判決、この判決はクラレの安全配慮義務責任を認めなかったこと、中川さんの損害賠償請求権の時効成立理由で認めなかったため広島高裁に控訴した。その後、和解協議を重ね2014年2月12日に和解が成立したことの報告がありました。和解協議の中で資金的にも資産的にも厳しい山陽断熱にクラレの支援を取り付ける必要があり、どう和解の中で確認していくかがクラレに対する問題でした。もう一つは原告の高齢化にともない、山陽断熱の分割払いの短縮と金額の調整での苦労話がありました。

### 山陽断熱・クラレ石綿損害賠償争い終結報告会開催



### 石綿労災の不支給処分 取り消しを求め10日提訴

この事件は、おかやま労働安全衛生センターが発足した新聞報道を見て電話相談があったものです。相談は2012年6月6日に労災による療養補償給付と休業補償給付の請求を認めないとする決定通知書が来たことに対する相談でした。

原告の久田さんは、1966年以降1999年まで品川組など複数の事業場で働き、木造家屋の新築・増改築工事、鉄筋造作作業、解体作業に従事し、石綿に曝露したことが原因で、「原発性肺線がん」と診断された。そのため原告は、労働基準監督署に労災請求したが、胸膜プラークがない、石綿小体が認定基準を満たさないとして認定されませんでした。その後不服として、審査請求、再審査請求をおこなったが認められず、久田さんは今年1月に亡くなるれました。この裁判は2012年に改訂された新認定基準（石綿小体500本と以上）になってから初めてのことです。国の認定基準を以て裁判を通じて認定基準の変更に視野に入れた重要な裁判です。

### 三井造船損害裁判

7月22日(火)10時から岡山地裁  
ニチアス・ナカハラ裁判 協議中  
労災不認定取消裁判 未定